

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
第1条 適用範囲	第1条 適用範囲
第2条 用語の定義	第2条 用語の定義
第3条 ワンデーレスpons	第3条 ワンデーレスpons
第4条 ウィークリースタンス	第4条 ウィークリースタンス
第5条 その他（週休2日制度）	第5条 その他（週休2日制度）
第6条 施工地および索道線下などの伐採について	第6条 施工地および索道線下などの伐採について
第7条 土石流の発生するおそれのある降雨について	第7条 土石流の発生するおそれのある降雨について
第8条 支給材料及び貸与品	第8条 支給材料及び貸与品
第9条 再生資源の利用促進について	第9条 再生資源の利用促進について
第10条 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について	第10条 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について
第11条 建設副産物	第11条 建設副産物
第12条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等について	第12条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等について
第13条 数量の算出及び完成図	第13条 数量の算出及び完成図
第14条 工事の下請負	第14条 工事の下請負
第15条 施工体制台帳	第15条 施工体制台帳
第16条 工事中の安全確保	第16条 工事中の安全確保
第17条 支障木の除去	第17条 支障木の除去
第18条 工事区域の立入防止施設	第18条 工事区域の立入防止施設
第19条 爆発及び火災の防止	第19条 爆発及び火災の防止
第20条 後片付け及び原状回復	第20条 後片付け及び原状回復
第21条 環境対策・公害防止	第21条 環境対策・公害防止
第22条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事）	第22条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事）
第23条 諸法令の遵守	第23条 諸法令の遵守
第24条 排出ガス対策型建設機械の使用について	第24条 排出ガス対策型建設機械の使用について
第25条 不正軽油の使用の禁止	第25条 不正軽油の使用の禁止
第26条 電子納品	第26条 電子納品
第27条 工事写真管理	第27条 工事写真管理

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後								
<p>第28条 花と緑のあふれる美しい国土づくりシンボルマークの表示 受注者は、工事期間中、下記のとおり花と緑あふれる美しい国土づくりシンボルマークを工事標示板に表示し、工事現場に設置しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>花と緑あふれる美しい国土づくりシンボルマーク</p>  <p>タテ 400 ×ヨコ 950</p> <p>※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。</p> <p>【配色】</p>  <p>マスコット周辺図使用色</p> <table border="1"> <tr> <td>① C/100 M/60 DIC 641</td> <td>② C/90 Y/100 DIC 638</td> <td>③ M/40 Y/100 DIC 163</td> <td>④ K/100 DIC 582</td> </tr> <tr> <td>⑤ C/90 M/20 DIC 181</td> <td>⑥ M/10 Y/100 DIC 166</td> <td>⑦ M/100 Y/20 DIC 157</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 花弁や下地は、白色とする。</p> </div>	① C/100 M/60 DIC 641	② C/90 Y/100 DIC 638	③ M/40 Y/100 DIC 163	④ K/100 DIC 582	⑤ C/90 M/20 DIC 181	⑥ M/10 Y/100 DIC 166	⑦ M/100 Y/20 DIC 157		(削除)
① C/100 M/60 DIC 641	② C/90 Y/100 DIC 638	③ M/40 Y/100 DIC 163	④ K/100 DIC 582						
⑤ C/90 M/20 DIC 181	⑥ M/10 Y/100 DIC 166	⑦ M/100 Y/20 DIC 157							

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
<p>第29条 工事歴板、工事標柱等 (略)</p> <p>治山、林道等工事現場における標示板設置基準</p> <p>昭和54年5月11日 治 第 130 号</p> <p>(目的) 第1 この基準は兵庫県が施工する治山、林道及び林業構造改善事業の工事現場における安全管理について、地域住民及び通行者等の理解と協力を求め、かつ行政広報活動を図るため、標示物の設置等について定める。</p> <p>(実施方法) 第2 治山課及び林務課の事務を所掌する地方機関の長(以下「所長」という。)は、契約金額1件500万円以上の工事について、<u>請負者</u>にこの基準に定める工事標示板を設置させるものとする。ただし、<u>所長</u>が標示板の設置効果がないものと判断したときは、これを設置しないことができる。 2 <u>請負者</u>に設置させた工事標示板は、当該工事完成と同時に撤去させるものとする。 3 <u>所長</u>は、事業費(以下工事費及び立木補償費等の合計額を事業費等といふ。)500万円以上の工事について、着工までに関係市町の広報主管課にその概要を通知するものとする。</p> <p>(実施基準) 第3 工事標示板は、別表-1に定める「工事標示板設置基準」により、原則として工事契約1件ごとに1箇所に設置するものとする。</p>	<p>第28条 工事歴板、工事標柱等 (略)</p> <p>治山、林道等工事現場における標示板設置基準</p> <p>令和8年1月23日 治 第 2266 号</p> <p>(目的) 第2 この基準は兵庫県が施工する治山、林道及び林業構造改善事業の工事現場における安全管理について、地域住民及び通行者等の理解と協力を求め、かつ行政広報活動を図るため、標示物の設置等について定める。</p> <p>(実施方法) 第2 <u>発注者</u>は、契約金額1件1,000万円以上の工事について、<u>受注者</u>にこの基準に定める工事標示板を設置させるものとする。ただし、<u>発注者</u>が標示板の設置効果がないものと判断したときは、これを設置しないことができる。 2 <u>受注者</u>に設置させた工事標示板は、当該工事完成と同時に撤去させるものとする。 3 <u>発注者</u>は、事業費(以下工事費及び立木補償費等の合計額を事業費等といふ。)1,000万円以上の工事について、着工までに関係市町の広報主管課にその概要を通知するものとする。</p> <p>(実施基準) 第3 工事標示板は、別表-1に定める「工事標示板設置基準」により、原則として工事契約1件ごとに1箇所に設置するものとする。</p>

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
<p>2 同一事業であって、連続又は近接した数工区の工事を同一時期に実施する場合、合同で大きい工事標示板を設置することが第1の目的に照らして有効と判断されるときは、所長は前項にかかわらず数工区合併した工事標示板を設置させることができる。</p> <p>(設置場所)</p> <p>第4 工事標示板は、工事区域内又はその付近地で広報効果の高い位置を選んで設置するものとする。</p> <p>2 設置場所は、法令の規制及び土地所有者の承諾等を勘案して決定するものとする。</p> <p>(工事標示板の構造等)</p> <p>第5 工事標示板は、耐風雨性のある材質を用い、飛散して他に危害を及ぼすことのないような強固な構造にするものとする。</p> <p>2 工事標示板の文字及びデザインは、色彩、意匠構造等が都市美、自然環境を著しく損なわないものとする。</p> <p>3 工事標示板は原則として、地は白地、文字は黒地とし、標準断面図、鳥かん図等は適宜の色とする。</p> <p>(工事標示板の記載内容)</p> <p>第6 工事標示板の記載内容は、別表-1を標準とするほか次の各項によるものとする。</p> <p>1 工事名称は、予算分類上の事業名にこだわらず、工事内容のわかる一般な名称を用いること。</p> <p>2 標示図は、工事規模に対応して略平面図、標準断面図、完成予想図、鳥かん図等から選び工事の全容又は施工内容が視覚的にわかるよう表現すること。</p> <p>3 当該工事が部分的な場合には、同一事業の工事の全容がわかるように、全体標準断面図、完成予想図等を積極的に活用すること。この場合、全体と施工部分の関連を色彩等により区別して、わかり易く標示すること。</p>	<p>2 同一事業であって、連続又は近接した数工区の工事を同一時期に実施する場合、合同で大きい工事標示板を設置することが第1の目的に照らして有効と判断されるときは、発注者は前項にかかわらず数工区合併した工事標示板を設置させることができる。</p> <p>(設置場所)</p> <p>第4 工事標示板は、工事区域内又はその付近地で広報効果の高い位置を選んで設置するものとする。</p> <p>2 設置場所は、法令の規制及び土地所有者の承諾等を勘案して決定するものとする。</p> <p>(工事標示板の構造等)</p> <p>第5 工事標示板は、耐風雨性のある材質を用い、飛散して他に危害を及ぼすことのないような強固な構造にするものとする。</p> <p>2 工事標示板の文字及び色彩、デザインは、景観に配慮し、自然環境を損なわないものとする。</p> <p>3 工事標示板は原則として、地は白地、文字は黒地とし、図面等は適宜の色とする。</p> <p>(工事標示板の記載内容)</p> <p>第6 工事標示板の記載内容は、別表-1を標準とするほか次の各項によるものとする。</p> <p>1 工事名称は、予算分類上の事業名にこだわらず、工事内容のわかる一般な名称を用いること。</p> <p>2 標示図は、工事規模に対応して略平面図、標準横断図、完成予想図から選び工事の全容又は施工内容が視覚的に理解できる表現すること。</p> <p>3 当該工事が部分的な場合には、同一事業の工事の全容がわかるように、全体標準断面図、完成予想図等を標示すること。この場合、全体と施工部分の関連を色彩等により区別して、わかり易く標示すること。</p>

新旧対照表（令和 8 年 2 月 1 日適用）

現行	改定後
<p>工部分の関連を色彩等により区別して、わかり易く標示すること。</p> <p>4 全体事業費及び工期の明らかな事業については、その総額(100 万円単位)及び全体完成予定年次を()書きで併記する。</p>	<p>附則</p> <p>この基準は令和 8 年 2 月 1 日より適用する。</p>

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

工事標示板設置基準			
区分 工事規模	工事標示板 設置者及び その管理者	標示方法及び標示板形式	工事標示板の記載内容
(1) 対象金額500万円以上 3,000万円未満の工事	請負者	工事標示板：様式-1、 標示面の大きさ（引張-2） 140cm × 110cm以上 支拂いによる設置又は支柱 による固定	① 工事名称 ② 工事内容を右半面又は左半面の面図で表 示する ③ 施工会社、従業員等の基本施工諸元 （千円以下では切りあげ） ④ 事業費 ⑤ 工事施工所名 ⑥ 工事完成予定期 ⑦ 工事請負者及び計画管理者（事務所名）
(II) 対象金額3,000万円以 上の工事	請負者	工事標示板：様式-2 標示面の大きさ 3.0以上 1枚以上設置 門型等を除く	① 工事名称 ② 工事内容を右半面又は左半面の面図で表 示する ③ 施工会社、従業員等の基本施工諸元 （千円以下では切りあげ） ④ 事業費 ⑤ 工事施工所名 ⑥ 工事完成予定期 ⑦ 工事請負者及び計画管理者（事務所名）
(III) 同一事業で同一範 囲に2ヶ所以上にわざわ て施工される全仕事事 業 5箇所以上の工事 ② 特に責任が必要とする 工事	請負者	工事標示板：様式-3 標示面の大きさ 6.0以上 1枚以上設置 門型等を除く	① 工事名称 ② 事業従業 予想図（土塁削除計画図含め）及び それかによる 予想図（鳥瞰図、横断面図）のい ずれかにによる ③ 工事施工所名 ④ 全体事業費 予定期 ⑤ 工事請負者（単位） ⑥ 工事請負予定期
現行			
改定後			
別紙-1 工事標示板設置基準			
区分 工事規模	設置者及び その管理者	標示方法及び 標示板形式	工事標示板の記載内容
(1) 対象金額1,000万円以上 3,000万円未満の工事	受注者	工事標示板：様式-1 1枚以上設置 扉、門型等に一箇面 寸法 高さ 170cm以上 幅 180cm以上 高さ 110cm以上	① 工事名 ② 工事場所 ③ 工事期間 ④ 工期明記
(1) 対象金額 3,000万円以上の工 事	受注者	工事標示板：様式-2 1枚以上設置 扉、門型等に一箇面 寸法 高さ 170cm以上 幅 180cm以上	① 施工期間の分かれや平面図又は、 標準規格 ② 工事名 ③ 工事場所 ④ 工期明記
(2) 同一事業で同一範 囲に2ヶ所以上にわざわ て施工される全仕事事 業 5箇所以上の工事 ② 特に責任が必要とする 工事	受注者	工事標示板：様式-3 1枚以上設置 扉、門型等に一箇面 寸法 高さ 200cm以上 幅 200cm以上	① 施工期間の分かれや平面図又は、 標準規格 ② 工事名 ③ 工事場所 ④ 工期明記 ・(1)及び(2)による方法で行 政機関が定めたものとする。 場合は(4)は除く。

新旧对照表（令和 8 年 2 月 1 日適用）

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
<p>「土木工事現場における標示板設置基準」運用上の留意事項</p> <p>(実施方法)</p> <p>1. 「所長が標示板の設置効果がないと判断したときは設置を省略できる」</p> <p>これは、工事現場箇所による判断ではなく、工事執行上のトラブルをさける等行政的判断を基準として対応するものとする。</p> <p>砂防工事、河川工事及び港湾工事等で工事現場が人家連担区域あるいは通行者の利用場所等により離れている場合は工事現場進入口、工事施工区域附近等の工事標示板の設置効果があると思われる位置に積極的に設置するものとする。</p> <p>2. 「工事現場、請負条件等により請負設置させることが適当でないとみとめられるもの」</p> <p>別表一の（Ⅲ）を標準とし、工事請負契約内容を大幅に超えて、鳥かん図、土地利用計画図、完成予想図等を作成する行政広報活動が主体である場合とする。</p> <p>この工事標示板（別表一-Ⅲ）の設置時期は最も設置効果のある時期を所長が決定するものとし、必ずしも事業の開始時にこだわる必要はない。</p> <p>(設置場所)</p> <p>1. 設置場所はできるだけ公共用地とし、道路管理者、河川管理者等それぞれの管理 者の承諾を得ること。</p>	<p>「森林土木工事現場における標示板設置基準」運用上の留意事項</p> <p>(実施方法)</p> <p>1. 「発注者が標示板の設置効果がないと判断したときは設置を省略できる」</p> <p>これは、工事現場箇所による判断ではなく、工事執行上のトラブルをさける等行政的判断をすること。</p> <p>砂防工事、河川工事及び港湾工事等で工事現場が人家あるいは通行者の利用場所等により離れている場合は工事現場進入口、工事現場箇所付近等の工事標示板の設置効果があると思われる位置に設置すること。</p> <p>(設置場所)</p> <p>1. 設置場所はできるだけ公共用地とし、道路管理者、河川管理者等それぞれの管理 者の承諾を得ること。また、交通管理者からの指摘や</p>

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
<p>2. 設置にあたって兵庫県屋外広告物条例により次の箇所は禁止されているので留意されたい。</p> <p>屋外広告禁止物件（条例第2条第2項）</p> <p>(1)橋梁及びトンネル (2)街路樹及び路傍樹 (3)銅像、神仏像及び記念碑</p> <p>(4)歩道柵、防護柵、信号機及び道路標識、航路標識その他これに類する標識</p> <p>(5)公衆電話、郵便ポスト及び公衆便所</p> <p>(工事標示板の記載内容)</p> <p>1. 工事名称は、予算分類上の事業名称（例えば道路特殊改良2種事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、港湾公害防止対策事業など）はできるだけ使用しないものとし、工事内容のわかる一般的、平易な名称を用いるものとする。</p> <p>注）「標示板設置」に係る規定中「土木」とあるものは、「治山、林道」もしくは「森林土木」と読み替えるものとする。</p>	<p>地元からの要望があった場合は、設置場所を検討するものとする。</p>

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行		改定後																																		
標示工事名称例																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>表示工事名称（例）</th><th>事業名</th><th>表示工事名称（例）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永久橋架換橋梁整備</td><td rowspan="2">橋梁工事</td><td>港湾高潮対策</td><td>防波堤工事、物揚場工事（等）</td></tr> <tr> <td>橋梁補修</td><td>港湾環境整備</td><td>浚渫工事（等）</td></tr> <tr> <td>道路改良</td><td rowspan="2">道路工事 (道路拡幅工事)</td><td>流域下水道</td><td>下水管工事、下水処理場工事（等）</td></tr> <tr> <td>特殊改良1種</td><td>災害復旧助成</td><td rowspan="2">河川（砂防）改良 復旧工事</td></tr> <tr> <td>特殊改良4種</td><td>舗装工事</td><td>災害関連</td><td></td></tr> <tr> <td>道路交通安全施設整備</td><td>歩道工事、自転車道工事、歩道橋工事（等）</td><td>広域一般河川改修</td><td rowspan="2">河川工事</td></tr> <tr> <td>通常砂防</td><td>砂防えん堤工事</td><td>広域基幹河川改修</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>街路</td><td>舗装工事（道路工事）</td></tr> </tbody> </table>				事業名	表示工事名称（例）	事業名	表示工事名称（例）	永久橋架換橋梁整備	橋梁工事	港湾高潮対策	防波堤工事、物揚場工事（等）	橋梁補修	港湾環境整備	浚渫工事（等）	道路改良	道路工事 (道路拡幅工事)	流域下水道	下水管工事、下水処理場工事（等）	特殊改良1種	災害復旧助成	河川（砂防）改良 復旧工事	特殊改良4種	舗装工事	災害関連		道路交通安全施設整備	歩道工事、自転車道工事、歩道橋工事（等）	広域一般河川改修	河川工事	通常砂防	砂防えん堤工事	広域基幹河川改修			街路	舗装工事（道路工事）
事業名	表示工事名称（例）	事業名	表示工事名称（例）																																	
永久橋架換橋梁整備	橋梁工事	港湾高潮対策	防波堤工事、物揚場工事（等）																																	
橋梁補修		港湾環境整備	浚渫工事（等）																																	
道路改良	道路工事 (道路拡幅工事)	流域下水道	下水管工事、下水処理場工事（等）																																	
特殊改良1種		災害復旧助成	河川（砂防）改良 復旧工事																																	
特殊改良4種	舗装工事	災害関連																																		
道路交通安全施設整備	歩道工事、自転車道工事、歩道橋工事（等）	広域一般河川改修	河川工事																																	
通常砂防	砂防えん堤工事	広域基幹河川改修																																		
		街路	舗装工事（道路工事）																																	

2. 標示図は地域住民等が内容をよく理解できるように図を主体として記載するものとする。

なお標示図はペンキ等で鮮明にかつ美観をそこなわないように記載するものとする。

3. 事業費の標示は、当該工事に関して施工箇所を含む附近市町区域に兵庫県が社会資本の整備としてどれ位投資しているかを標示しようとするものであり、工事契約金額でなく、事務費、用地費、補修費等の当該工事の案分を含めたその概算額を1千万円特級単価（以下は切上）で表示する。

全体事業費は、橋梁設備事業、河川災害復旧助成事業、河川災害関連事業等を1単位として、位置的に、かつ金銭的に全容の把握が可能な事業の事業費を示すものといいわゆる5ヶ年計画など許可額にこだわるものではない。

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
<p>全体事業費や全体完成予定年次の把握が困難または変動性がある等、表示することが適当でないと所長が判断した場合は、表示は省略できる。</p> <p>4. 土木工事共通仕様書により工事請負者に対して工事標示板を該当基準により設置することを義務づけているが、事業費、全体事業費又は全体完成予定年次は監督員から指示するものとする。</p> <p>注) 上表の事業名・表示工事名称については適宜当該工事に対応する文言に、又、本文中の「土木工事共通仕様書」は本仕様書と読み替えるものとする。</p>	<p>(花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示について)</p> <p>1. 表示の目的 兵庫県が推進している「花と緑あふれる美しい県土づくり」について、県民の理解と協力を求め、その周知を図ることを目的とする。</p> <p>2. 表示の対象 原則として、治山、林道及び林業構造改善事業の工事現場に表示する。ただし、次の(1)～(2)に該当する場合は、表示しなくてもよいこととする。</p> <p>(1) 工事期間が比較的短い工事 (2) その他、発注者等が不適当と認めたもの</p>

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
	<p>3. 表示の方法</p> <p>(1) 標示板又は、仮囲いに表示する。</p> <p>(2) 表示する場所は、県民の目につきやすい高さ・位置とする。ただし、花と緑あふれる美しい県土づくりのイメージを損なうことのないよう配慮する。</p> <p>(3) 新しいシンボルマークのデザイン・色彩・大きさ等については、別紙のとおりとする。大きさは、表示する標示板に応じて変更して差し支えないが、全体を均一に拡大・縮小して、全体のバランスを保持する。</p> <p>(4) 表示期間は、当該工事の実施期間中とする。</p> <p>(5) 標示板等以外で表示する場合についても、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>4. その他</p> <p>上記2及び3によりがたい場合は、1の主旨に照らし、独自の方法でシンボルマークの表示を行うこととして差し支えない。</p>

新旧対照表（令和 8 年 2 月 1 日適用）

現行	改定後										
	<p>(別紙)</p> <p>工事現場において表示するシンボルマーク</p>  <p>※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。</p> <p>花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p>  <p>マスコット展開図使用色</p> <table><tbody><tr><td>① C/100 M/60 DIC 641</td><td>② C/90 M/20 DIC 181</td><td>③ C/90 Y/100 DIC 638</td><td>④ M/10 Y/100 DIC 166</td><td>⑤ M/40 Y/100 DIC 163</td></tr><tr><td>⑥ M/100 Y/90 DIC 157</td><td>⑦ K/100 DIC 582</td><td colspan="3">注) 花弁や下地は、白色とする。</td></tr></tbody></table>	① C/100 M/60 DIC 641	② C/90 M/20 DIC 181	③ C/90 Y/100 DIC 638	④ M/10 Y/100 DIC 166	⑤ M/40 Y/100 DIC 163	⑥ M/100 Y/90 DIC 157	⑦ K/100 DIC 582	注) 花弁や下地は、白色とする。		
① C/100 M/60 DIC 641	② C/90 M/20 DIC 181	③ C/90 Y/100 DIC 638	④ M/10 Y/100 DIC 166	⑤ M/40 Y/100 DIC 163							
⑥ M/100 Y/90 DIC 157	⑦ K/100 DIC 582	注) 花弁や下地は、白色とする。									

第 30 条 仮設工事等

第 29 条 仮設工事等

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
第31条 林地保全の義務	第30条 林地保全の義務
第32条 県内産品の使用	第31条 県内産品の使用
第33条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格	第32条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格
第34条 木材一般	第33条 木材一般
第35条 セメントコンクリート製品	第34条 セメントコンクリート製品
第36条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について	第35条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について
第37条 兵庫県営林道事業における種子配合等	第36条 兵庫県営林道事業における種子配合等
第38条 苗木及び植栽材料	第37条 苗木及び植栽材料
第39条 道路照明灯	第38条 道路照明灯
第40条 路盤紙	第39条 路盤紙
第41条 基礎工	第40条 基礎工
第42条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工	第41条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工
第43条 鉄線かご工	第42条 鉄線かご工
第44条 木矢板工	第43条 木矢板工
第45条 鋼矢板工	第44条 鋼矢板工
第46条 コンクリート矢板工	第45条 コンクリート矢板工
第47条 残土施工	第46条 残土施工
第48条 地山補強土工（鉄筋插入工）	第47条 地山補強土工（鉄筋插入工）
第49条 コンクリート工	第48条 コンクリート工
第50条 コンクリートポンプ工	第49条 コンクリートポンプ工
第51条 型枠・支保工	第50条 型枠・支保工
第52条 マスコンクリート	第51条 マスコンクリート
第53条 暑中コンクリート	第52条 暑中コンクリート
第54条 寒中コンクリート	第53条 寒中コンクリート
第55条 水中コンクリート	第54条 水中コンクリート
第56条 モルタル	第55条 モルタル
第57条 治山ダム工	第56条 治山ダム工
第58条 護岸及び水制工	第57条 護岸及び水制工
第59条 土留工及び擁壁工	第58条 土留工及び擁壁工

新旧対照表（令和8年2月1日適用）

現行	改定後
第60条 山腹工	第59条 山腹工
第61条 固定工（ロープネット工）	第60条 固定工（ロープネット工）
第62条 防災林造成	第61条 防災林造成
第63条 森林整備	第62条 森林整備
第64条 橋梁工	第63条 橋梁工
第65条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について	第64条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について
第66条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策	第65条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策
第67条 通行許可	第66条 通行許可
第68条 法定外の労災保険の付保	第67条 法定外の労災保険の付保
第69条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理	第68条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理